「宮代町空家等対策協議会」の概要

資料１

１　設立趣旨・目的

近年増加傾向にある空家によって発生する、防災・防犯・衛生・景観など、さまざまな生活環境への影響を防止するため、宮代町空家等対策協議会を設立し、「空家等対策計画の策定」をはじめ、宮代町の空家対策について検討を行います。

なお、この協議会は「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）」にもとづき、町が「宮代町空家等対策協議会条例（以下「協議会条例」と略）」を制定し設立されるものです。

２　協議会の役割（所掌事項）

協議会で取り扱う事項は主に以下のとおりです（協議会条例 第２条）。

（１）町の「空家等対策計画」の作成や変更の検討

（２）「特定空家等（≒危険性の高い空家）」の事例判断や、町が行う対応策の検討

（３）空家等対策の推進に関し、町長が必要と認める事項

※令和５年度の目標

→「（仮）宮代町空家等の適正管理に関する条例」の制定

３　組織概要、委員条件など

◆会　長　　町長

◆委　員　　１０名

→自治会長、町議員、弁護士、不動産・建築関係者、民生委員など

◆任　期　　２年（令和７年３月３１日まで）

※任期中は地方公務員法にもとづく「特別職非常勤職員（地方公務員）」となります

※委員には守秘義務が生じます（職を退いた後も同様）

◆報　酬　　委員ごとに設定

◆会　議　　年３回程度（宮代町役場等にて開催）

※議長は会長（＝町長）

※半数以上の委員出席で成立

※出席委員の過半数で議事を決します

※会議は原則として公開です

４　今後のスケジュール

８月上旬　　第１回協議会…　委員の委嘱、協議会の役割等の説明

１０月頃　　第２回　〃　…　空家等対策条例の検討

１月頃　　　第３回　〃　…　空家等対策条例の最終確認、次年度の予定